

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、以下の各社のうちパンフレットに記載する旅行会社(以下「当社」といいます。)が企画、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
 - (○)株) JTB(東京都品川区東品川3-31観光庁長官登録旅行業第64号)
 - (○)株) JTB神髄(那覇市おもろまち4-19-30観光庁長官登録旅行業第1492号)
 - (○)株) JTBグローバルマーケティング&トラベル(東京都品川区東品川2-3-14観光庁長官登録旅行業第1723号)
 - (○)株) JTBバイスインバータース(東京都港区港南1-6-31観光庁長官登録旅行業第1776号)
 - (○)株) JTBガイアアレク(東京都豊島区南池袋42-43-19観光庁長官登録旅行業第1712号)
 - (○)株) JTBグランドツアー&サービス(東京都渋谷区神宮前5-20観光庁長官登録旅行業第1747号)
 - (○)株) JTBスピネットラベルソリューションズ(東京都港区東品川5-6-52観光庁長官登録旅行業第1571号)
 - (○)株) P.T.S(東京都豊島区高田33-12高田馬場T&Bビル観光庁長官登録旅行業第39号)
 - (○)株) JTBアピテール/アピテール東武文京区小日南4-6-13芸術谷MPビル3階観光庁長官登録旅行業第1867号)
 - (○)株) JTBコミュニケーションズアピテール(東京都港区芝3-23-1東京都知事登録旅行業第2種1716号)
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅行管理するところを引受けまします。
- (3)旅行契約の内容、条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び、当社旅行契約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1)当社又は「必要取付書」に記載された当社の受託事業者(以下「当社」といいます。)にて必要事項をお申し出のうえ、パンフレットに記載した申込金を添えてのお申し込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。また、旅行契約は、当社がお支払いの申込金に、そののちとして繰り入れまします。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するといたします。
- (2)①当社又は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることができます。この場合予約の時点で契約は成立して、かつ当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申し込み内容を確認し、申込金の支払いをさせていただきます。その期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みはなかったものと取り扱います。
 - ②ネット上で予約・店舗でお支払いをする場合には当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して2日以内にお申し込み内容を確認の上、申込金の支払いをし、その期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みはなかったものと取り扱います。
- (3)旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当社が受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金の支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知をしたときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
- (4)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5)契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。契約責任者は、第26項に定める第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- (6)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7)当社は、契約責任者が団体・グループに所属しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が現任した構成者を契約責任者とみなします。

3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

- 当社は、お申し込みいただいたお客様が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であっても、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができている状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます。)をすることがあります。
- (1)お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイティング期間」といいます。)を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約は成立しておらず、また、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
 - (2)当社は、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
 - (3)旅行契約は、当社が前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発行した時点で、そのお客様に承諾した方法によって行われたときにお客様に到達した時に成立するものとします。
 - (4)当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
 - (5)当社は、ウェイティング期間内に当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様がキャンセルの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻すものとします。
 - (6)お客様が旅行契約の締結を承諾する旨の申出を受けたときは、お客様は取消料をいたしません。

4. お申し込み条件

- (1)20才未満の方は親権者の同意書が必要で、15歳未満もしくは中学生以下の方のご未滿の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5)お客様が風俗を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー、動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい。(旅行契約成立後、参加にあたり特別な配慮が必要な場合も直ちに申し出てください。)あらかじめ当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。
- (7)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とする合理的措置についてお伺いし、又は書面ですべてお申し出いただくことがあります。
- (8)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診

- 断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合、旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきますことがあります。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に関する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (9)当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(6)(7)(8)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
 - (10)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他のお申し出により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったとき当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとっていただきます。これにかかると一切の費用はお客様のご負担となります。
 - (11)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件で対応する場合があります。
 - (12)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
 - (13)その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当社又は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面を補完する書面(以下「お申し込み最終旅行日程表」といいます。)も旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日より起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お申し込みの時点でお客様が提供されている旅行代金(申込金、追加代金として表示した金額)及び第13項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合の前日利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数をご確認してください。
- (3)旅行代金は、第3項の「申込金」、第14項(1)の「取消料」、第14項(3)の「違約料」、及び第23項の変更補償金の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金」又は「基本代金」として表示した金額「プラス」追加代金として表示した金額「マイナス」割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料、拝観料及び消費税等諸税。
 - (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体旅行に必要な心付。
 - (3)その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したものの、お申し込みの上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。
- ## 9. 旅行代金に含まれないもの
- (1)前項(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
 - ①超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)。
 - ②空港施設使用料等。(パンフレットに明示した個人費を除きます。)
 - ③クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サミビ料。
 - ④任意で申し込まれるオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金。
 - ⑤運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)。
 - ⑥自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

10. 追加代金

- (1)本項(1)の追加代金は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示しない場合を除きます。)
- (2)パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
- (3)食事なしプラン等を基本とする「食事つプラン」等の差額代金。
- (4)パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
- (5)その他パンフレット等で「×××××××追加代金」「×××追加代金」と称するもの(航空座席のクラス変更による差額、ストレッチャー利用追加代金、航空会社指定ご希望を受けずる旨パンフレットに記載した場合の追加代金等)。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の進行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

- (1)当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更を一切いたしません。
 - ①変更する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたしました。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
 - ②当社は本項(1)の定める運賃運賃・料金の大幅な減額がなされる場合は、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
 - ③旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
 - ④第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い済み又はこれから支払われる費用を含みます。)が増加したときは、サービスへの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したにもかかわらず変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
 - ⑤当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載された範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替を要する手数料として所定の金額をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関する費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等との権利及び義務の交替に似ない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

14. 取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはパンフレット記載の取消料を、ご参加のお客様から1室ごとの利用人数の変更に関する差額料金をそれぞれいただきます。
- (2)当社の責任を及ぼさない理由による取消上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- (3)旅行代金期日までに支払われなるときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- (4)お客様のご都合による出発日よりお取り消しの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体の取消料とみなし、所定の取消料を取ります。

15. 旅行開始前の解除

- (1)お客様の解除権
 - ①お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み日の営業開始時間以降に行うことができます。
 - ②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
 - b. 第12項(1)に基き、旅行代金が増額改定されたとき。
 - c. 公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
 - d. 当社がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - e. ストキの責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
 - ③当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。
- (2)当社の解除権
 - ①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われなるときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
 - ②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
 - a. お客様が病状、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - b. お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかにか該当することが判明したとき。
 - c. お客様が病状、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとお認めいただいたとき。
 - e. お客様が契約内容に関して合理的な範囲を超え責任を負担を求めたとき。
 - f. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人数に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日より起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行開始のご通知をいたしたとき。
 - g. ストキを目的とする旅行における降参量の不足のようにより、当社が極めて大きいと認め、旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれ極めて大きいとき。
 - h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれ極めて大きいとき。
 - ③当社は本項(2)の①より旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しをいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

16. 旅行開始後の解除

- (1)お客様の解除権
 - ①お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 - ②お客様が病状、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたときは、お客様は、取消料を支払うこととなります。お客様は旅行サービス提供に受ける部分の契約を解除することができます。
 - ③本項(1)の②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領した部分にのみ支払った部分に係る金額を旅行者にお払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い済み又はこれから支払われるべき費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- (2)当社の解除権
 - ①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
 - a. お客様が病状、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
 - b. お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかにか該当することが判明したとき。
 - c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げると認められたとき。
 - d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
 - ②解除の効果及び払い戻し
 - 本項(2)の①に記載した事由により旅行契約を解除したときは、契約を解除したときからお客様が旅行サービス提供を受ける側の提供者に対して取消料・違約料・その他の名目での既に支払い済み又は支払われなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い済み又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いた金額を旅行者にお払い戻します。
 - ③本項(2)の①及び②により旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に旅行するための必要な手配をいたします。
 - ④当社は本項(2)の①の解除に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がない

